

特別養護老人ホームゆら博愛園
指定(介護予防)短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

ゆら博愛園指定(介護予防)短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が運営するゆら博愛園指定(介護予防)短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等以下、「(介護予防)短期入所生活介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の(介護予防)短期入所生活介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施の当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. その他「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第65号）及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第66号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームゆら博愛園
- (2) 所在地 和歌山県日高郡由良町吹井字吹城 910 番地の 1

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種につ

いては兼任又は兼務することができる

- (1) 管理者 1 名
事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護職員等
 - 医師 1 名
 - 生活相談員 1 名
 - 介護職員 6 名以上
 - 看護職員 1 名以上
 - 管理栄養士又は栄養士 1 名以上
 - 機能訓練指導員 1 名以上
 - 介護支援専門員 1 名職員は、介護の提供等に努める。

(利用定員)

第 5 条 当事業所の利用定員は、20 名とする。

(ユニット数：2 ユニット、ユニット定員：10 名)

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 食事・入浴・清拭・排泄等の介護
- (4) 健康チェック・看護
- (5) 家族介護者教室
- (6) 送迎

(事業サービスの取扱方針)

第 7 条 事業所は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2. 事業サービスの提供は、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行うものとする。
- 3. 事業サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うとともに、利用者又はその家族対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4. 事業サービスの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、あらかじめ、当該利用者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
5. 当施設は、自らその提供する事業サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料等)

第8条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービス(現物給付)であるときは、当該利用者に交付された負担割合証に記載された割数の額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を、事業所の見やすい場所に掲示する。

2. 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受けることができる。

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 一 滞在費 | 1日あたり | 1, 370円(非課税) |
| 二 食費 | 1日当たり | 1, 445円(非課税) |
| 三 理容代 | 実費 | |
| 四 日常生活費の利用者負担分 | | |
| 五 介護保険給付の支給限度額を超える(介護予防)短期入所生活介護サービスを利用した場合 | 1日あたり | 各介護度の10割 |
| 六 次条の通常の事業の実施地域内を超えて行う指定(介護予防)短期入所生活介護に要した交通費 | | |

通常の事業の実施地域を超えた地点より1kmごとに42円(内税)を加算

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
4. 第二項の各号に掲げる費用の額は変更することができる。その際にはあらかじめ利用者又はその家族に対してその根拠について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、御坊市、美浜町、日高町、由良町、広川町とす

る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所を利用するに当たっては、短期入所生活上の日課、ルールを守り、(介護予防)短期入所生活介護員等の指示に従わねばならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 (介護予防)短期入所生活介護員等は、(介護予防)短期入所生活介護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(虐待の防止等)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について（介護予防）短期入所生活介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) (介護予防)短期入所生活介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護員等の質的向上を図るための研修

の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 月 1 回

2. 職員は、業務上の知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由がない限り、漏らしてはならないものとし、その職員が退職した後も同様とする。

3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人博愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。